

第9話 条約改正と法典の編纂

江戸幕府が結んだ条約の不利な点を改正しようとして、歴代の外務大臣が熱心に列国と交渉をつづける。法典の完備と国力の充実と相俟って、ついに対等の条約が結ばれる。

ふりえき ふめんぼく あんせい じょうやく
不利益 不面目な安政の条約

安政5年に江戸幕府が諸外国と結んだ条約は、我が国に取って頗る不利益、不面目な点が少なくなかったが、わけても治外法権を許して、わが国内における外国人の犯罪は、その国の領事はその国の法律に照らして罪を定めるに任せてわが国がこれを処分するに得なかった事や、関税の率が不平等で、外国から輸入する品物に対しても自由に税を課すことが出来なかった事などは、殊にその最も甚だしいものでした。

それで、維新以来、政府は早くこれを改正して、対等の条約を結ぶことを望み、明治4年10月に、右大臣 岩倉具視を特命全権大使として欧米諸国を歴訪させた時にも、制度、文物の視察と共に、条約改正の瀬踏みをさせようとしたのです。しかし、そのころ諸外国は、我が国の法典が不備であると称し、時機尚早を唱えて、容易に改正を承知しそうになかったので、岩倉大使は米国で僅かにその希望を述べて見ただけに止まった。これはすでに前に「明治初代の外交」の話に話した通りです。

がいむきょう てらしまむねのり こうしょう
外務卿 寺島宗則の交渉

その後、外務卿 寺島宗則は、治外法権の撤去即ち法権の回復と、関税率の改正即ち税権の回復とを一時にはかる事の難しいのを知って、法権の回復はしばらくこれを後日に譲り、先づ割合に欧米諸国が容易に承認しそうな税制の回復をはかる方針を執った。そして真先に米国と交渉して、明治11年7月にワシントンで日米改正条約の調印を終えた。

この新条約は、我が国に取って頗る有利なもので、輸入税率も自由にこれを定め得ることになったのですが、ただその実施は、他の条約国が全部これを承認した後にするという約束でした。ところが、我が輸入税の引上げに対して、英国公使パークスは極力これに反対して、他の諸国もまた彼に倣ったので、折角結んだ日米の改正条約は、結局、事実において全く無効に終わることになってしまった。

りふじん りょうじさいばん
理不尽な領事裁判

こうして、税権の回復すら容易に出来そうにないところに、更に、是非とも法権の回復をも計らなければならぬような事件が起こって来た。それは外でもない。英国の商人ハルトレーという者が、輸入禁止の阿片をひそかに横浜に輸入しようとしたのを、我が税関が発見して没収すると、ハルトレーはこれを不当として、例の治外法権で英国の領事に訴え出た。すると英国領事裁判の判事は、輸入税の納付さえ怠らなければ阿片を輸入しても差し支えないという判決を下して、我が税関が敗訴し、ハルトレ

一は無罪となったのです。

いうまでもなく、理不尽を極めた判決でしたので、我が国民はこれを知ると大いに激昂して、よしんば税権の回復が出来ても、法権の回復が出来なければ、このような無法な判決にも見すみず服さなければならぬのであって、条約改正の実がないとして、寺島の改正案をしきりに攻撃した。そこで、彼はついに明治12年9月をもって外務卿を辞し、参議井上馨が代わって外務卿を兼ねることとなった。

井上 外務卿の交渉

とは言え、条約改正は中々の難事業でしたので、井上外務卿はいろいろと研究を重ねた末に、我れから先づ外国人に対して新利益を提供して、その代わりに法権および税権の回復をしようという案を立てた。即ち、外国人に内地雑居を許して、土地の所有を認め、営業上で日本人と同様の待遇を与えることにした上に、新たに法典を作って、外国人を我が裁判所に判事として任用する事にしようとしたのです。そして、これを列国公使が一同に会した席上で提議する一方で、盛んに国民の間に欧化主義を鼓吹して、日本を欧米化させて、欧米人に、日本もまた欧米と同じ状態にあるという感情を抱かせようとした。



井上 馨

一口に言えば、東洋流の日本を欧米風の日本に一変して、彼れと対等の条約を結ぼうとしたのです。今日から考えるとまことに馬鹿げた話ですが、当時はこれが大真面目になされたのでして、むしろ悲壮な気さえします。

鹿鳴館時代

そして、この欧化主義の実行のために、さまざまの事が考え出されたが、中でも最も人目を惹いたのは、内外人の交際を深くしようとして行われた鹿鳴館の夜会です。明治19年5月、一方で条約改正の本会議が外務省で開かれた頃から、政府は殆ど毎夜のように、内外の官民男女を、今の日比谷公園の脇にあった鹿鳴館に招待して宴会を開き、舞踏会や仮装会を催した。これには我が大官も貴族も、その夫人人も競って出席して、或いは鬘をつけ、白粉を塗って仮装に出たり、或いは内外の男女が入り混じってのダンスに踊り興じたりした。一意にただ外国人の機嫌を取って、その歓心を得ようとしたのです。

世にいわゆる鹿鳴館時代がこれで、為に、我が国の自尊心を傷つけたり、或いは我が良風美俗を損なったりする傾きさえあったので、忽ち国粹主義者を始め、一般国民はこれに反感をもって憤慨して、非難し、しきりに井上外務卿の軟弱外交攻撃の火の手をあげていた。そのところに、同年10月、更にこの火に油をそそぐような事件が起こった。有名なノルマントン号事件です。

ノルマントン号事件

ノルマントン号というのは英国の汽船ですが、明治19年10月21日に横浜を発して神戸に向う途中、

第9話 条約改正と法典の編纂

紀州の熊野灘で暗礁に触れて沈没した。その時、船長以下船員は、外国船客と共に逸早くボートに乗って難を免れながら、我が日本人の乗客は一人だに救おうとせずに、23人の同胞はその船内に密閉されたまま、船と共に海底深く沈没させられたのです。

この悲報が伝わると、国民は大いに憤慨した。しかし例の領事裁判所で、神戸の英国領事は、船長以下船員を一応審問した上で、すべてこれを無罪として放免した。なんとという不公平な裁判だ。船客を救わないで、船員が先づボートに乗ってのがれて、無罪とは何事だ。

政府の外国に対する態度があまりにも軟弱で卑屈なために、我が国民は、常にこういう無法な侮辱をも受けなければならないのだという声が至るところに起こって、政府の無能を責めた。そこで政府は英国に交渉して、再びこれを裁判させ直したが、今度は横浜の英国領事館が改めて船長を禁固三ヶ月に処して、その他はやはり皆無罪とした。

改正案の反対意見

こういう事件や何かで、法権の回復はますます急務であることが痛感された。しかしなお井上の改正案中の、我が裁判所に外国判事を置くという点に対しては、我が国権を損なうものとして政府部内からさえ猛烈な反対が起こった。即ち明治20年5月に、宮中顧問官勝安芳が時弊21か条を挙げて、政府の反省を促したのを始めとして、6月には、内閣御雇法律顧問ボアソナード（フランス人）から改正案の欠点を指摘した意見書の提出があった。更に、折からヨーロッパから帰朝した農商務大臣谷干城の痛烈を極めた反対意見書の提出があった。

のみならず、かねて政府の所謂謙遜な軟弱外交を非難していた国民は、ますます猛烈に政府攻撃の運動を始めたので、それやこれやのために、条約改正はまた延期となり、20年9月16日に、ついに井上馨は外務大臣を辞した。

大隈外相の強硬政略

それで、翌21年2月、久しく野に在った大隈重信が外務大臣に任ぜられて、新たに条約改正の難局に当たることになる。彼は先づ第一に従来
の軟弱外交を排して、所謂強硬政略を執った。即ち、井上前外相の欧化主義や舞踏政策を全く棄てて、現行条約を嚴重に励行して、以って条約改正が独り日本に取って必要なばかりでなく、外人自身に取ってもまた必要な所以を悟らせるようにしたのです。

例えば、井上外相時代には、外国人の国内旅行は殆どその随意に任せて、居留地以外にも自由に宿泊させていたが、大隈は条約通りに規則を励行して、容易に旅行を許さず、これを許しても、彼等の自由には任せなかった。



大隈重信

又、外国から商標の偽造などに就いて取締を交渉して来たりすると、日本特許局の登録を経

第9話 条約改正と法典の編纂

いものを保護する理由はないと言って、これをはねつけるといった風でした。舞踏政策に憤慨した世人は一般にこの強硬な態度を喜んだが、外国人もまた、現在の条約が必ずしも自分らに都合が良いばかりでもないことを漸く悟るに至ったといわれます。

くにべつひみつだんばん 国別秘密談判

こうして、大隈は一面に強硬な態度をもって臨みながら、一面には、井上の採った列国会議の方法には依らずに、国別によって秘密に談判を開き、22年4月、先づ米国との間に改正条約を結び、ついでドイツ、ロシアとも調印して、更にイギリス、フランス、イタリア、オーストリア、オランダ、ベルギー、ポルトガル、イスパニア等の諸国とも着々と談判を進めていた。

ところが、大隈が秘密にしていた改正案の内容が、たまたま22年4月19日の『ロンドン・タイムス』に掲載されて、その中に、嘗て井上が朝野の反対を受けた内地雑居や外人法官任用の条件が依然としてあることが分かったので、忽ち反対の声が猛然として各方面から起こって来た。

にもかかわらず、大隈は飽くまでも初志を棄てずに談判をつづける一方、反対派の言論は一切これを抑圧しようとして決心して、演説会の解散もさせれば、新聞雑誌の発行停止をさえも断行した。

そのために、ますます世論は沸騰したが、政府部内においても逡信大臣 後藤象二郎、内務大臣 山県有朋らは殊に強硬に反対し、枢密院議長 伊藤博文もまた反対した。

ごぜんかいぎ 御前会議

そこで、10月15日、ついに天皇の御前において改正案の可否を決する会議が開かれたが、夜に入っても何ら決するところがなかったので、更に18日に、再び御前会議が開かれた。しかしこの時には、すでに大隈の改正案を支持する者は、閣員中でただ総理大臣黒田清隆一人となっていたために、さすがの大隈も、いかんとも詮方なく、ついに条約改正の談判は、これを中止することに決定した。

おおくま そうなん 大隈の遭難

ところで、其の日、大隈は内閣を退き、二頭立ての馬車に乗って、霞ヶ関の官邸に帰ろうとして、午後4時5分、外務省の表門に近づいた時に、かねて彼の改正案に憤慨していた福岡県人來島常喜という者のために要撃され、爆弾の破片を右足に受けて傷ついた。幸いに生命に別状無かったが、右足はついにこれを切断しなければならなかった。なお犯人は、投げた爆弾が破裂して、大隈の馬車が白煙に包まれたのを見ると、首尾よく目的を達し得たと思ったのだろう、短刀で頸部を切ってその場で自殺した。

あおきがいしょう かいせいあん 青木外相の改正案

こうして、条約改正は一旦無期延期となったが、同年12月に、山県有朋が内閣を組織し、外務次官 青木周蔵が外務大臣に任じられると、青木は大隈の改正案に幾多の修正を加えて、外国人を法官に任用する約束などは立てない事にして、改めてまた談判を始めた。幸いにも青木の案を先づ英国が容れることとなったので、明治24年3月、新条約を英国公使に交付するまでに至った。しかし5月11日、たま

第9話 条約改正と法典の編纂

たま来遊中の露国皇太子（後のニコライ2世）が、滋賀県の天津で、わが護衛巡查津田三蔵というものに傷つけられた所謂湖南事件が起こったために、青木外相はその責を引いて辞職した。それで、彼の改正談判もまた中絶してしまった。

このように、条約改正の問題は、何かと故障が起こったりして、容易に決しなかった。それには一つは我が国の法典がまだ備わらず、我が国の状態がよく諸外国に知られなかった為もあったのです。

法典の編纂

そもそも法典の編纂は、維新の始めに、政府が、地方によってそれぞれ異なっている法制を統一しようとしたところから始まった。明治元年10月、先づ刑律を編纂した時には、大体において、江戸時代よりも刑罰はすべて軽くしたとはいえ、なお重罪の梟首や、大逆罪の磔刑や、100円以上窃盗の死刑などは、これを廃止するに至らなかった。

ついで、明治3年12月、新たに大寶律を基礎として、中国の明清の律書を参考にして新律綱領が編纂されて、正刑を笞、杖、徒、流、死の5種とし、官吏、華士族、僧侶らに限りて科す閏刑を謹慎、閉門、禁固、辺戍、自裁の5種としたが、ここには、皆さんも気付くように、明らかに未だ封建時代の階級の区別が抜けきらずにいるのが見られる。

ところが、明治5年4月、江藤新平が司法卿となるに及んで、西洋諸国の法典を参考にして、改定律令を定め、6年6月13日にこれを公布した。磔刑、梟首などを廃して、大いに刑名を少なくしたのみならず、ここにはもはや閏刑というような、官吏、華士族、僧侶らに限りて与える刑法上の特典なども全く除かれていた。

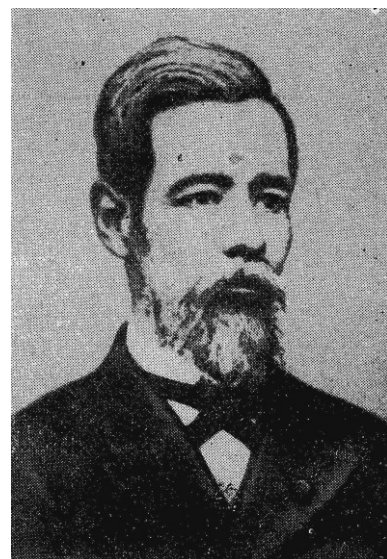
その後、明治13年7月17日には刑法、治罪法を制定して、15年からこれを実施したが、更に23年には裁判所構成法、民事訴訟法、刑事訴訟法などを発布した。

この外、なお種々の法典も年を逐って編纂され、立憲体制さえもすでに確立して、我が国の真価が漸く列国に認められるようになったために、今や条約改正の談判も以前のように困難ではなくなった。

陸奥外相の条約改正

明治25年8月、陸奥宗光が外務大臣になるに及んで、今度こそ多年の宿題である条約改正を是非とも解決しようと、彼はこれに殆ど全力を注ぎ、前の青木案を基礎として新たに通商航海条約案を作り、当時ドイツ駐在の公使であった青木周蔵に駐英公使を兼ねさせて、先づ英国政府とその談判を開かせた。

ところが、英国政府は、はじめは提案に容易に応じそうにもなかったが、陸奥外相と青木公使との熱心な努力と交渉とが漸く功を奏して、やがて我が提案を基礎に協議することに同意し、ついに明治27年7月16日に新条約の調印を見た。



むつむねみつ
陸奥宗光

第9話 条約改正と法典の編纂

ちようど日清戦争が将に始まろうとしていた頃の事で、間もなく開戦されると、我が国は常に勝って
こくい かがや じゅうじつ じぎょう
国威を輝かしたので、諸外国も我が実力が充実したことを認めて、これより条約改正の事業もまた
ちやくちやく しんこう
着々と進行した。

英国に次いで米国が同じく明治27年11月22日に調印し、次にイタリア、次にはペルー、次にはロシア、次にはデンマークというように、締盟各国が相次いで新条約に調印し、30年12月5日、オーストリア・ハンガリーが最後に調印した。そしてこれらの新条約は明治32年7月17日（フランスおよびオーストリア・ハンガリーは8月4日）を以って一斉に実施された。

ほうけん かいふく 法権の回復

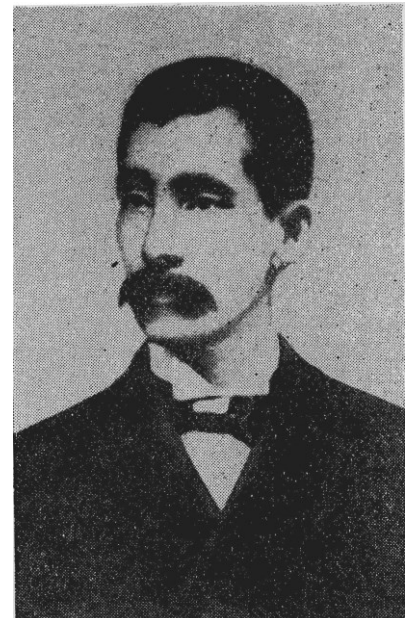
ここにおいて治外法権は全く撤去され、外国人も内地に雑居して、わが法権の支配を受けるに至ったが、ただ税権の回復はなお未だ完全ではなかった。というのは、我が国から外国に輸出される主要品の税率は、その国が自由にこれを定めることになっていながら、外国から我が国に輸入する品物の関税に対しては、その国との協定を経なければならない事になっていたからです。

こむらじゅたろう たいとうじょうやく 小村寿太郎の対等条約

しかし、これも明治40年ころから、日露戦争の勝利の余光を利用して、外務大臣小村寿太郎が交渉を開始し、明治44年4月3日、先づ英国との間に対等の条約を結んだのを手始めに、次第に他の諸国とも新条約を結んで、ついに関税についても自由に我が権利を行うことが出来るようになった。そこで、我が国は欧米諸国と対等の地位を占めることとなり、朝野多年の希望が初めて達せられるに至ったのです。

しょうしゅ ほうてんせいび 諸種の法典整備

一方、諸種の法典もまたその後いよいよ備わって、改正条約の実施された頃から施行されたが、その中には、政府が兼ねて西洋の法制にな



こむらじゅたろう
小村寿太郎

らい、我が国の習慣をまじえて、民事および商事に関する法規を編纂したものもあった。民法、商法が即ちこれで、民法は31年、商法は32年から施行された。又、時勢の進むにつれて、刑法はその改正の必要が認められ、40年に新刑法が議会を通過し、翌41年から施行されました。

（ 第9話 条約改正と法典の編纂 終わり。 次は前頁に戻り、第10話 日清戦争 ）